

茂原市農業委員会第7回総会議事録

1 開催日時 令和3年7月13日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 14名

1番 中村正明	2番 小高一夫
3番 湯浅公夫	4番 蕨直邦
5番 光橋正人(第二副小委員長)	6番 杉浦文子
7番 八角徳政	8番 高山多聞(第一副小委員長)
9番 秋葉仁喜(第二小委員長)	10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理)	12番 加藤古志郎
13番 石井利明(会長)	14番 浦島京子

出席推進委員 12名

清宮義正	矢部友一	古山光雄	鎗田幸一
早川昇一	藤乗貞治	関谷正	富田和男
平野芳之	風戸茂樹	深山文雄	丸島正明

4 事務局職員 6名

事務局長 高貫敦	局長補佐 丸島浩二
係長 片岡雄一	係長 加藤栄一
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 6件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 5件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについて

6 報告

軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

7 総会要旨

局長

本日は第7回総会にご参集頂きましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請につきまして、1件取下げがございましたので、3条申請6件、5条申請5件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について2件、農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについて15件、以上合計28件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は2番小高委員と3番湯浅委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

はじめに農地法第3条の規定による許可申請第1号から7号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はじめに第1号議案ですが、2号議案と買受人が同じですので合わせて説明します。申請地は鷺巣字上田地先及び上茂原字野際地先、田7筆で、合計4585㎡を売買しようとする申請です。

買受人は鷺巣の★★さん、売渡人は北海道の★★さんと上茂原の★★さんです。申請理由は、申請地は買受人の居住地や耕作地に近いためとのことです。買い受ける農地にて水稻及び栗の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植え機を所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、近隣農家と協力して地域の農業の荒廃化を防ぎたいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして第3号議案です。申請地は箕輪字味曾谷地先、田33㎡を売買しようとする申請です。

買受人は箕輪の★★さん、売渡人は箕輪の★★さんです。申請理由は、申請地は買受人の耕作地に近く、効率化が図れるためとのことです。買い受ける農地にて稲の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、当地区において中心的役割を担っており、休耕地の解消に向け、取り組んでいるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は千町字萩台地先、田2筆234㎡、畑3筆1400㎡の合計1634㎡を売買しようとする申請です。

買受人は長南町の★★さん、売渡人は高田の★★さんです。申請理由は、申請人は申請地南側で事務所を構えて土木事業を行っており、利便性が高いことと、農業経営

規模拡大のためとのことです。買い受ける農地にて、柿や野菜類の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人は長南町に自作地があり、長南町農業委員会から農業経営の実態証明が提出されております。長南町農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、田植機2台、トラクター2台、コンバイン2台、軽トラック2台を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬等の使用については、周囲の農地等に影響を及ぼすことのないように調和のとれた農業を行い、地域と協力して営農をするとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。なお、小委員会で指摘のありました申請地への進入ですが、東側にある進入路は、6人持ちの私道であるため、南側自己所有地から進入したいとのことです。また草刈についてもお願いしました。

続きまして5号議案ですが、冒頭でも説明がありましたように、7月7日付けで取り下げとなりましたので、省略させていただきます。

続きまして第6号議案です。申請地は国府関字高畑地先、田5筆10038㎡、畑5筆1185㎡の合計11223㎡に使用貸借による権利を設定しようとする申請です。

借人は国府関の★★さん、貸人は父親の★★さんです。農業者年金受給のための申請で、権利の再設定です。次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、コンバイン、トラクター、田植え機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬等の使用については、周囲の農地等に影響を及ぼすことのないように注意し、地域活動に協力するとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

最後に第7号議案です。申請地は押日字細田地先、田11筆8224㎡、畑10筆2710㎡の合計10934㎡を売買しようとする申請です。

買受人は押日の★★さん、売渡人は千葉市の★★さん外2人です。申請理由は、申請地は買受人の居住地や耕作地に近いためとのことです。買い受ける農地にて水稻及び大豆の作付けを計画しています。次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、共同作業等、近隣農家と協力して行いたいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長

第二小委員会の報告をお願いします。

第二
小委員長

現地調査を行い、4号議案は進入方法の疑義があったため総会までに確認としました。その他1号から7号議案については許可の判断となりましたことを報告します。

- 会長 それでは順次審議します。1号、2号議案ですが、これは買受人が同じ方なので合わせて審議します。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★さんは、今まで会社をやっていたんですけども、農業の方も理解してやるということなので問題はないと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 買受人は地元の荒廃農地の改善に努めておられますし、特に問題はございませんので許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは1号、2号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは1号、2号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして、3号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 これは★★さんの作業小屋のすぐ脇にある土地で、実際は休耕田になっているのですが、あと2、3年後の内には隣接地と合わせて拡大して農地にしてゆきたいとのことです。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★さんは、倉庫を建てたりして農業を一生懸命やっています。許可で良いと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは3号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして4号議案ですが、小委員会のときは進入方法や草刈の状況等を確認するということでありました。地元の★★委員、状況はいかがでしょうか。
- ★★委員 小委員会で審議したときには、進入についてと草が茂っていたので総会までに確認としておりましたが、進入路は先ほどの説明があり、草刈りもされて綺麗な圃場になり、また★★さんはすぐ脇が自分の事務所があって、ここで耕作するというのであれば、許可でよろしいかと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 農業をここでやるということで、条件は整ったようですから、許可でよろしいかと思います。
- 会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは4号議案ですが、意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして5号議案ですが、取下げとなっております。
続いて6号議案ですが、これは農業者年金受給のための申請ということで、権利の再設定ということですので、問題ないと思いますが、ご意見などなければ許可ということでよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは6号議案については、許可ということで決定いたします。
続きまして、7号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 売渡人の★★さんですけど、たぶん相続されたと思われます。★★さんの実家は

現在空き家の状態です。誰もここ2、3年は住んでいないようでして、相続で受け取って、処分に困って、近所の★★さんが作っているから、それをお願いしたと思うんですね。このうち土地改良してある箇所は作ってありますが、実際は、草刈はしてありますけど、現在、休耕中でありまして。★★さんは子供さんが3人おられて、地元にはいらっしやいますので、★★さんは耕作を広げることが可能だと思いますので、そのような事情で耕作放棄地の防止にもなることから許可でよろしいと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは7号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について8号から12号議案であります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに8号議案です。申請地は、上永吉字冬田地先、田211㎡です。上永吉の★★さんが、上永吉の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、現在の住居から近く生活や通勤の利便性が変わらないため、日当たりが良く自分たちの希望と予算に見合うためとのことです。事業計画としては、建築面積87㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、ありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は行わず整地のみです。排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。★★水利組合より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、本小轡字砂台地先、畑166㎡です。七渡の★★さん外1人が千葉市の★★さんから土地を買って、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、子供が成長しアパートが手狭になったため、土地選定理由は子の学区内エリアのため、とのことです。事業計画としては、建築面積52.99㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、ありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、七渡字北大東地先、畑4038㎡、農地以外の土地245.51㎡、計4283.51㎡です。南吉田の★★さんが七渡の★★さんから土地を買って、太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、日照が良好なため、とのことです。事業計画として、太陽光パネルを288枚設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、再生可能エネルギー発電事業の認定、都市計画課に太陽光発電設備設置事前協議申出書が提出されております。地域説明については、パネル設置にあたって説明を行い、理解が得られたとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

なお、申請地を令和3年6月上旬頃から許可を得ず、太陽光発電施設用地として工事の着工をしていたため、申請人から始末書が添付されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。併せまして小委員会の方で、ご意見ご質問がありました地元の説明会に関しましてご説明させていただきます。

まず、都市計画課の見解といたしまして事業区域内の自治会であれば、地元自治会の説明が必要とのことですが、隣接する自治会への説明を求めておらず、今回は近隣の住民のみに説明を求めているということで、都市計画課から説明がありました。つきまして、今回、七渡の自治会長の方には、説明会不要の旨確認しております。紙での回覧を求められたとのことで代理人から説明がありました。

続きまして11号議案です。申請地は、長尾字内芝地先、畑265㎡です。高師の★★さんが横芝光町の★★さんから土地を買い受けて宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺が住宅地になっており、住環境として良好な場所であるためとのことです。事業計画としては、区画面積265㎡の宅地を1区画造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は住宅建築時、合併浄化槽を設置し道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、小林字芝地先、畑970㎡です。早野の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺が住宅地で商業施設に近く、分譲地として適しているためとのことです。事業計画としては、区画平均面積202.33㎡の宅地を4区画造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は、住宅建築時、合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は3名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。説明は以上となります。

会長

第二小委員会の報告をお願いいたします。

第二
小委員長

それでは報告いたします。まず10号議案につきましては、事務局からも説明がありましたように、総会までに地元説明会等の状況を都市計画課に確認することとしました。結局、説明会等では地元から同意の意見は得られたのでしょうか。

事務局 地元説明会は、紙での回覧を行ったとのこと、それに対して特に意見はなかったということです。

第二小委員長 わかりました。その他、10号議案以外の8号から12号議案までは許可相当の判断となりました。

会長 それでは8号議案から順次審議をいたします。初めに8号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 ここは住宅地の一角の中でございますし、周りにも問題ないと思いますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 他にご意見ございますか。★★委員いかがですか？

★★委員 上の県営住宅に行く大通りの中に、県営住宅ができたときに配水管、そういうものが埋設されているということで、確か1年か2年前に地元の水利組合が、これ以上、流してくれちゃ困ると。そんなようなことがあって、私もちょうど前の職場で県営住宅を建てる時に参画していましたので、確かこの大通りは県営住宅からのいろんな雑排水等々の放流するための埋設管があるんですね。側溝ではなく、この埋設管に放流するような指導を確かしてあると思います。そのときに、この地元の水利組合が、もうこれ以上、流してくれるなというようなご意見がついてまして、そのような方向付けにしたというふうに記憶しているのですが、今回は地元の水利組合は、排水は良いということですか。

事務局 今回は、★★水利組合からの同意書が添付されています。

★★委員 そうですか。今回はこの側溝に流すことでも良いのですが、県営住宅ができたときに、立派な埋設管が敷設されているわけですから、そこに放流するようにした方が良いのかと思ひまして。確か2年くらい前にそのような話があったと記憶しております。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは8号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして、9号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は、用途地域の第3種農地ということですし、住宅を建てることについては、問題ないと思えます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは周りもすべて宅地化されて、結構住宅が建っております。住宅を建てるということで問題ないと思えますので、許可相当でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 ここは、用途地域内であり農地が残っている方が、逆に珍しいくらい場所がありますし、ここが宅地化されたからといって、周辺農地に影響があることはありませんので、許可相当でよろしいと思ひます。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは9号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの

声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして、10号議案です。これは太陽光発電施設用地の申請でございます。事前着工とかいろいろあった中で、適切な指導をしてきていますが、★★委員いかがでしょう。

★★委員

この場所は事務局の方でも指導をしたということもあって、案内図からも分かるように、これにすぐ隣接して団地は52戸ぐらいあって。隣接との関係でいろいろと問題が生じたりするとダブル等の報道等もされていますから、そういうところが一応確認できているのであれば、特に問題がある農地ではありませんので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長

★★委員いかがでしょう。

★★委員

今、★★委員も言われたとおり、都市計画のガイドラインに沿った内容が十分に満たされて、住民とのトラブルがないことを確認してあれば、許可相当でよろしいかと思えます。

会長

その他にご意見などありますか。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

都市計画の方で、適正な指導があるということですが、その指導の状況の確認をしたいんですけど、雨水の排水の状況はどのようになっていますか。築堤などどうされるのか。

★★委員

今、★★委員がおっしゃったのは、住宅地にとっては当然の話なんですけど、この農地は残地と今度の申請地の間には、昔のいわゆる赤道があるんですね。赤道もこの地域の昔、多分これは用悪水路じゃなくて、ため池という地目だと思います。地域に流れ込んでいて、その水を昔、皆が使っていたため池なんです。今、それはこの団地の開発があって、このエリアを排水がぐるっと回っていて、そういう点でいうと、これはもともとの水道で、むしろここで心配するのは、上からの水の排水ですね。上からの排水をスムーズに流さないと、直ぐ脇にある箇所の水が溢れてしまい、地域に水が回らないので、むしろ、この事業用地の縁と団地の間の用水を確保することは地域の用水にとっては大事で、この農地から出る水がということではなくて、その隣接した排水路をきちんと保全するというところで、七渡の環境保全会も1、2回、浚渫等を手でやったこともあります。一般的な住宅地なので、この事業用地から溢れ出る水が周辺をというよりも、むしろその脇の青線の機能の確保をしていく方が地域の排水としては、必要なのではないかと。この脇にある今言った水路は、皆すべて土地改良で全部受けている排水路に直接流れ込んで、新川排水、南白亀川というふうに繋がっています。という状況なので、ちょっと状況は違うのかなというふうには思います。

会長

★★委員、いかがですか。

★★委員

この排水はその通りだと思うんですけども、要は開発行為の話として、都市計画課の方の話で、農業委員会がどうこうという話じゃないかもしれませんが、営農型もそうですが、恒久転用も、かたや築堤を作りますという話がでてきたりして。これくらいしか水を出しちゃいけないとか。ここを反対してるわけじゃないんですけど、今後どういうふうにするかを検討する材料になるかなと思ひまして、今回の排水の計画を具体的に教えていただきたいと思ひます。

事務局

今回の計画に関しては、土側溝を設けたりとか、堤みたいなのを設けて、事業地外周に側溝を設けて、事業地内で処理するような形で計画をしているようです。

★★委員 堤を設けて行うのですね。

事務局 そうです。外にオーバーフローしないように計画しているとのこと。

★★委員 わかりました。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは10号議案ですが、意見のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして、11号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 こちらは大きな交差点の一角ですが、用途地域内でありまして、問題はないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 住宅分譲地としては信号のところですが、特に問題ないと思われまして、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは11号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして12号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 こちらは、用途地域内の商業地域であり、特に問題はないと思います。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 用途地域内であり、隣接も宅地化されており、特に問題もないので許可相当で良いと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは12号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)であります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)をご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは13号議案については承認とさせていただきます。
続きまして議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)をご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは14号議案については承認とさせていただきます。

事務局長 続きまして、議案第15号から第29号農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについてですが、説明は最初に事務局からまとめてしてもらいます。審議については、1議案ごとに委嘱することにつきお諮りします。方法は委嘱に同意される方は、挙手をお願いします。

会長 また、本案件は人事に伴うため、推進委員の皆さんは審議の間、退席をお願いします。(推進委員退室) それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号から第29号農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについてのご説明をいたします。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。それでは第15号から審議いたします。
(第15号から第29号議案 全委員一致で承認)
推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)
以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

会長 次の事案を報告

- ・ 軽微な農地改良の届出について
- ・ 地目変更登記申請に係る照会について
- ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長 以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。